

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

○ほめて伸ばす教育

ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○認め合う教育

発達障害のある児童への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が生命や人権を大切にする心を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、異年齢交流、縦割り班活動等を通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心のふれあいの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。

○道徳教育の推進

校内研究の部会である道徳教育部会を中心に研究を進め、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、生活のために必要な習慣や態度を身につけさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさ育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○児童の主体的活動の充実

縦割り班活動や異年齢・異文化交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進め、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○安心して通える学校づくり

規律や秩序の確立を通して、児童が安心して学校生活を送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、児童の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対応するなどして児童の心の居場所をつくることに心がけます。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を適切に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

児童が自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのルールづくりの働きかけを行い、児童や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人たちにSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、早期にいじめを発見するよう努めます。

○いじめを訴えやすい体制づくり

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを継続的に実施するとともに、児童を対象とした生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡等を通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、PTAや子ども会等の地域の関係団体との連携を促進し、定期的に保護者アンケート調査を行ったり、スポーツ少年団等と子どもの状況に関する情報を共有したりするなど、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。

(5) いじめの早期対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大事態が発生したときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的で開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任

養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り

・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議

・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践

・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成

・計画的なアンケート調査や個人面談の計画

・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談コーディネーター、養護教諭
スクールカウンセラー等

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定
・個別面談による情報収集
・継続的な支援
・保護者や地域との連携
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携